

平成30年2月1日

観光庁 国際観光課

訪日観光に関する海外市場向けキャッチフレーズ・ロゴの活用について

訪日観光を海外市場でPRする際などに使用するキャッチフレーズ・ロゴである「尽きることのない感動に出会える国、日本」という意味合いの“Japan. Endless Discovery.”について、下記のとおり、“Japan. Endless Discovery.”(JED)キャッチフレーズ・ロゴの使用申請手続き及びFAQを作成しておりますので、ロゴマークデザインマニュアル(別添)と併せ、訪日観光促進のため、より一層のご活用くださいますようお願いいたします。

記

【キャッチフレーズ・ロゴ使用申請手続き】

1. 観光庁ホームページ <http://www.mlit.go.jp/kankocho/index.html> の「訪日観光に関する海外市場向けキャッチフレーズ・ロゴ」から、JED ロゴ申請担当者宛のメールアドレス katori-s274@mlit.go.jp で、①「使用目的」②「使用方法(具体的な使用方法が判る図等を添付して下さい。媒体を使用する場合はその媒体名等を含みます。)」③「使用期間」④「連絡先(氏名、役職、連絡先)」⑤「事業者の業務内容を表す書類」を添えて申請して下さい。(所定のフォーマットはございません)

なお、「使用方法」については、実際使用する場合のロゴのサイズや色味を確認させて頂きたいため、現時点ではロゴは観光庁ホームページから取って頂き、ロゴを入れたデザインPDFでお願い申し上げます。また、「事業者の業務内容を表す書類」については、当方のセキュリティ上でホームページを閲覧できませんので、こちらにつきましてもPDFでご送付いただきますようお願い申し上げます。

2. 内容を審査して、JED ロゴ担当者から、許可・不許可の連絡をします。なお、使用にあたりましては、実際の使用状況が判る写真等を後日送付願います。

【キャッチフレーズ・ロゴ使用に関するFAQ】

(デザイン関係)

- Q. キャッチフレーズ・ロゴに別のデザインを重ねることはできますか。
- A. 重ならない形で近づけることはできますが、具体的な内容が判るデザイン図等をお送りいただければ個別に判断させていただきます。
- Q. キャッチフレーズ・ロゴの色を変更することはできますか。
- A. 別添のマニュアルにあるパターン以外に変更できません。

Q. キャッチフレーズは他の言語のバージョンはないのですか。

A. 英語だけの使用でお願いします。

Q. キャッチフレーズは外してロゴのみを利用することはできますか。

A. ロゴとキャッチフレーズは一体のものですが、具体的な内容が判るデザイン図等をお送りいただければ個別に判断させていただきます。

Q. ロゴの大きさはそのまま、キャッチフレーズを大きくすることはできますか。

A. 拡大や縮小はできますが、レイアウトは維持してください。

Q. ロゴを目立たせるために、外枠をつけることはできますか。

A. ロゴにかからなければ、外枠をつけることはできます。

Q. ロゴの赤丸の中の白抜きの部分に色（背景）が入ってもよいですか。

A. 白抜きで使用してください。

（使用方法関係）

Q. 企業の販売促進ツールに使用することはできますか。

A. 訪日旅行促進に資するものであれば使用できますが、具体的な内容が判るデザイン図等をお送りいただければ個別に判断させていただきます。

Q. 外国人への販売用のお土産品の包装紙に使用することはできますか。

A. 訪日旅行促進に資するものであれば使用できますが、具体的な内容が判るデザイン図等をお送りいただければ個別に判断させていただきます。

Q. 外国人への販売用のTシャツに使用することはできますか。

A. 包装紙の一部に使用していただいている例はありますが、内容によっては観光庁公認と誤認される恐れもありご遠慮いただくこともあります。具体的な内容が判るデザイン図等をお送りいただければ個別に判断させていただきます。

Q. TVCMで使用することはできますか。

A. 使用することはできます。

Q. 海外でロゴを使用することはできますか。

A. 使用することはできます。

（手続き関係）

Q. クライアントから印刷物にロゴを入れるように言われていますが、どうしたらよいですか。

A. ロゴの使用主体から使用申請の手続きをお願いします。

【ロゴ使用に関する問い合わせ先】：03-5253-8324